

財務第 193 号
平成 29 年 6 月 29 日

日本共産党横浜市議員団
団長 荒木 由美子 様

横浜市長 林 文子



「市民税・県民税特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを
記載することの中止を求める申し入れ」について（回答）

さきに申し入れ（平成 29 年 6 月 15 日）のありましたことについて、次の
とおりお答えします。

今般、市民税・県民税特別徴収税額決定通知書の一部誤送付により、マイナ
ンバーを含む個人情報の漏えい事故が発生し、関係者及び市民の皆様にご迷惑
をおかけし、信頼を損ねたことについて、たいへん申し訳なく思っています。

今後このような事故が二度と発生しないよう、全力を尽くしてまいります。

再発の防止に向け、今回の事故の原因を詳細に分析し、万全の対応策を講じ
ることが最優先課題と考えております。

なお、特別徴収税額決定通知書にマイナンバーを記載しないことに関して
は、総務省が「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び地方税法施行規則の
規定では、マイナンバーを不記載や一部不記載（アスタリスク表示を含む。）
とすることは認められていない」との見解を示しています。

本市としましては、再発防止の対応策を講じた上で、法令等に基づいた税務
事務の執行に努めてまいります。

担当 財政局税務課
電話：045-671-2253
FAX：045-641-2775